

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) 協栄海事土木 (株) 浦添市伊奈武瀬 1 - 6 - 8
47-002033 代表者 寄川 一博
(土木特A、しゅんせつ工事、解体工事)
- (2) 沖興テクノ (株) 北谷町字吉原 1 2 6
47-012973 代表者 新垣 竹哲
(土木D、建築D、解体工事)

2 指名停止措置期間

令和 5 年 8 月 25 日 ~ 令和 5 年 9 月 24 日 (1か月間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事 (下請けを含む)

4 事実概要

協栄海事土木 (株) が受注した南部農林土木事務所発注の「渡名喜漁港第2沖防波堤ケーソン補修及び消波ブロック据付工事(R4-2)」において、令和5年6月12日9時40分頃、1次下請業者の作業員が防波堤の中詰コンクリート用の打設孔を削孔作業中にコアマシンが破損し、その反動でコアマシンと接触し、右手と右膝を負傷した。

5 指名停止措置理由

当該事故については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条1項に基づく別表第1第7号に該当する。また、同要領第8条第1項に該当することから、下請負業者についても指名停止を行う。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内